

令和8年度 墨田区立 立花吾嬬の森小学校いじめ防止基本方針

令和8年 4月 1日

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- (2) いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」(いじめの禁止)と規定されている。
- (3) 「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (4) いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校及び教職員の責務 (いじめ防止対策推進法第8条及び第7条)

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

① 設置の目的

「立花吾孺の森小学校いじめ防止対策委員会」を設置して、同委員会を定期的を開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたり、いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

② 所掌事項

- 基本方針に基づく取組の実行
- 進捗状況の確認
- 定期的検証等を実施
- いじめ等が発見された場合は臨時開催

③ 会議 1カ月に1回程度（通常は木曜夕会内での生活指導連絡会で確認）

④ 委員構成

校長・副校長・教務主幹教諭・生活指導主幹教諭・指導教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

児童・生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、児童・生徒の健全育成を図るとともに、いじめ防止対策推進法で規定する学校いじめ対策委員会を支援する

② 所掌事項

- 学校巡回による課題把握。
- 学校への苦情に関するアンケート調査による把握。
- 電話相談窓口等の設置。
- サポートチームでの事例検討
- 関係機関との情報共有

③ 会議

立花吾孺の森小学校学校サポート委員会（定期） 開催予定

回数	日程	内容
第1回	令和8年 6月	基本方針・組織の確認 等
第2回	令和8年 10月	状況確認と対応策の検討 等
第3回	令和9年 2月	年度の反省と次年度の計画 等

④ 委員構成

校長・副校長・教務担当教諭・生活指導担当教諭・PTA会長・
学校運営連絡協議会委員長・学校運営連絡協議会委員・民生児童委員
立花幼稚園長・立花児童館長・PTA常任相談役

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ①わかる授業づくり……児童一人一人が達成感や充実感をもてる、わかる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- 教科部会による年間指導計画・評価計画の作成と定期的な検討・改定
- 全教科の授業公開と年間2回の教員による授業検討会の実施
- 授業改善のための研修会の実施（年3回程度）

- ②道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童・生徒がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- 道徳教育推進委員会を中心とした研修会の実施（年2回程度）
- 年3回（6月・9月・2月）にいじめ防止授業を全校で実施。
- 2月には「いじめ防止授業地区公開講座」を開き、保護者・地域との懇談会意見交流会実施。
- 毎月1回全校朝会や学級指導での「人権講話」
- 路上生活者をテーマとした長期休業前の授業の実施。
- 学校支援ネットワークを利用し、命の授業アイマスクによる盲人体験。
- 年間指導計画の作成と定期的な検討・改定

- ③体験活動の充実……他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容

- 地域の人材・学校支援ネットワーク・施設等を活用した実施
- PTA行事などへの児童の参加
- 青少年委員主催の「ウォーキング大会」の実施

- ④学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見つけ、考え方の違いに気づかせる活動を取り入れ、児童・生徒の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- 学年進行に伴う学級編成替えに際し、全教員の協力の下、「いじめ防止」の観点からの検討を十分に行う。
- 給食や清掃活動等の学級単位の活動についても、担任まかせにせず支援員を含む全学年態勢で指導に当たる。
- 一日の終わりに行う学級活動の充実（振り返りの充実）を図る。

- ⑤SNS 等を通じて行われるいじめに対する対策……全校児童のインターネットの使用状況等の把握に努め、正しい一人一台端末の活用方法、児童・生徒及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容【箇条書き】

- ネット関係の問題を中心とした「セーフティー教室」の実施
- 児童会活動を中心にした、一人一台端末の正しい活用に関する啓発運動の実施

（２）早期発見のための取組

- ①アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間を通じて複数回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- 「シャボテンログ」による健康観察の実施（毎日）
- 「学校生活アンケート」の実施（年間２回、各期末）
- 「いじめ調査アンケート」の実施（年間３回以上、不定期）

- ②教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童・生徒を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- スクールカウンセラー による５年生全員面接 （５月～７月）
- 「アイチェック」アンケートを受け担任・養護教諭・スクールカウンセラー相談

③連絡帳等の活用……連絡帳や一人一台端末を活用して、児童や保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容【箇条書き】

- 連絡帳やすぐーる、シャボテンログ（2年以上）による、毎日の生活状況の把握
- 学校だより、学年だより等の活用による、学校生活の広報活動の充実

④いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容【箇条書き】

- 生活指導夕会（毎週実施）の情報交換の中に、「いじめ防止」視点も入れることで、児童の変化に対して全職員で意識を高める。
- 人権教育研修において「いじめ」を課題の一つに位置付け、研修を実施する。

☆ 教職員は児童の日常の様子（友人関係・表情・言動・休み時間の過ごし方等）に注意を払い、気が付いたことは生活指導部や管理職などに報告して情報を共有し、変化を見逃さず、先手を打てる態勢を構築する。

（３）早期対応のための取組

- ①教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- ②校長は、速やかに学校いじめ防止対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- ③いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ④校長は必要性に応じて教育委員会をはじめとする諸機関と連携し対応にあたる。
- ⑤校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- ⑥犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

- (4) 重大事態への対処・・・墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき、第三者委員会を発足させ、事態の把握及び対策を講ずる。
- ①学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ②学校の下に学校いじめ問題調査委員会を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ④調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
 - ⑤被害児童の保護のため、学習支援員等による学級の支援やカウンセリングを実施する。
 - ⑥管理職・生活指導主任・特別支援コーディネーター等の本人との面談と指導、保護者の面談と助言、カウンセラーによるカウンセリングによる指導を行う。
 - ⑦加害児童及び保護者に対する働きかけ（個別学習、警察への連絡・相談、メンタルケア等）の措置を行う。

5 教職員研修計画

- (1) 管理職による授業観察（授業規律・授業にどの子も参加・教科書他の準備・教員の配慮状況）週3回以上
- (2) 公開授業研修会は、年6回実施（互いの授業を参観し合う機会を位置づける）
- (3) 学校支援ネットワークを利用した出前授業により、指導法の研究
- (4) ・服務研修（年2回）・ふれ合い月間（年2回）・人権プログラム研修
・人権週間、・人権教育研究協議会研修（都教育委員会）・職員会議でいじめ防止の冊子による研修等の実施。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) **校長** 学校便りによる家庭の連携・協力依頼
- (2) **学年通信** 連絡帳、学年通信などで、学校の様子など密に連絡し、家庭の連携・協力を依頼。
- (3) 保護者会、保護者面談による連携依頼
- (4) ①担任、非常勤教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による被害児童・加害児童の心のケアと学習支援。
②被害・加害児童保護者の関係改善の為の話し合いの機会設置、良好な関係改善の為の支援。
③PTA会長、クラスのPTA役員等の助言や支援を受けた取組。
④適応指導教室への通級等の実施

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 育成委員、民生・児童委員、地域等の協力による放課後の児童の見取り活動。
- (2) 元気ひろばによる放課後遊びの支援見守り活動の実施。
- (3) 児童館や学童クラブ等との連携。
- (4) 向島警察署のスクールサポーターとの連携。自転車教室、交通安全教室などの実施による連携。
- (5) 子育て総合支援センターや児童相談所、医療機関との定期的な連絡体制。
- (6) いじめ発覚認知時の警察への通報の在り方のマニュアル作成。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) PDCA サイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりに、「取り組み評価アンケート」・「保護者アンケート」「児童アンケート」「学校関係者評価アンケート」等を実施し、検証する。期待する指標等の改善が見られなかった場合は原因を分析し、次の期間の取り組み内容、取り組み方法を見直し、基本方針改善のための計画を作成する。